

防官会（事）第120号  
令和5年3月31日

大臣官房長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長 殿  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官

事務次官  
(公印省略)

令和5年度における防衛省における前金払等の実施に関する訓令の運用について（通達）

標記について、下記のとおり定められたので通達する。

#### 記

令和5年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）のうち、防衛省における前金払等の実施に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第24号）第15条第2号に掲げる経費であって別紙の表に示す範囲のものについて、同表の右欄に掲げる割合の前金払をする場合には、同条に規定する防衛大臣への申請を要しないものとする。

関連文書：財計第1824号（令和5年3月30日）

添付書類：別紙

範 囲	割 合
<p>(工事) 1 件の請負代価が 3 0 0 万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費</p> <p>(設計又は調査) 1 件の請負代価が 3 0 0 万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費</p> <p>(測量) 1 件の請負代価が 2 0 0 万円以上の測量において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費</p> <p>(機械類の製造) 契約価格が 3, 0 0 0 万円以上で納入までに 3 か月以上の期間を要する土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類（以下「工事用機械類」という。）の製造に必要な経費（契約価格が 3, 0 0 0 万円未満であっても、当該契約中に単価 1, 0 0 0 万円以上で、納入までに 3 か月以上の期間を要する工事用機械類の製造を含む場合は、当該工事用機械類の製造に必要な経費を含む。）</p>	<p>請負代価の 1 0 分の 4（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 4. 5）以内 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 5（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 5. 5）以内</p> <p>請負代価の 1 0 分の 3（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 3. 5）以内 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 4（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 4. 5）以内</p> <p>請負代価の 1 0 分の 3（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 3. 5）以内 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 1 0 分の 4（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 4. 5）以内</p> <p>製造代価の 1 0 分の 3（被災地域において行われるものについては 1 0 分の 3. 5）以内</p>

(注) 被災地域とは、岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村をいう。